

2021年度 一般社団法人岐阜県社会福祉士会事業報告

<基本方針>

岐阜県における唯一の社会福祉士による職能団体としての社会的使命を自覚し、変化する社会構造に対応しつつ地域の人々の人権を尊重し、さらなる社会的認知を得ていくための諸活動を行った。

- (1) 社会福祉士の専門性の向上を図り、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮しながらも、会員個々の更なる自己研鑽やそれを支える基盤づくりを強化するとともに、地域に根ざした社会福祉実践の支援として、各支部活動をより魅力的な取り組みとして継続しつつ、各部会・各委員会の活動からの情報発信を模索し形を作った。
- (2) 実践力のある社会福祉士の職能団体として、共生社会の創造を目指し社会の期待に応えていくため関係機関・団体との連携強化と更なるネットワーク構築の推進として、岐阜県障害者権利擁護センター、岐阜県障がい者差別解消支援センター、岐阜県高齢者権利擁護センターの事業運営を行った。権利擁護センターばあとなあ岐阜の活動では、新たな中核機関の設置に向けた市町村の活動に参加し貢献した。
- (3) 社会的な孤立や生活困窮の状況などにある人々に着目した対応等のソーシャルワーク実践を重視し、この実践を踏まえ地域生活支援に向けた調査研究や提言活動としては、各活動の中で勉強会を開催するなど、互いの研鑽に努めた。

<重点項目>

(1) 組織率の向上と組織基盤の強化

組織運営上、会員の増加は不可欠である。会員数は全体として足踏みの状況であるが、組織強化・運営基盤強化についての検討を数回理事会で行った。コロナ禍にあって感染拡大防止による制限の中、継続可能な研修体系づくりと会員同士のネットワークの維持について検討し実践した。

繁閑あるものの、各支部活動・部会活動・委員会活動の努力により各活動への参加の効果が見られる。これは、先導者の方々の魅力ある取り組みを工夫し発信し続けた成果であるとともに、社会福祉士として互いに学びを深めようとする会員の意欲が高まっていることを示すものと考えられる。

東海4県の社会福祉士会において、会議を定期的に開催し、他県からの情報収集と相互の協力関係を維持した。新型コロナウイルス禍での研修実施についてなど情報交換を行った。

(2) 地域に根ざした社会福祉実践の支援

地域からの要請により各委員の派遣等を積極的に行い、岐阜県および岐阜県社会福祉協議会、各市町村、家庭裁判所等との連携を図った。公的な機関から社会福祉士会へ依頼を受けて社会福祉士としての専門職を送り出すことは、当会としての重要な活動と位置づけるものであることから、公職委員受任についての体制について検討を行った。会員の専門性を高める研修の企画・参加が、会員間でのネットワーク活用につながられるよう体制の整備を検討した。

また、権利擁護センターばあとなあによる活動では、地域で暮らすクライアントに対して成年後見を実践する中で、より公正で専門性の高い支援が行えるよう自己研鑽するとともに、互いの専門性を担保するスーパービジョン体制が構築されている。

これらの活動は、新型コロナウイルス感染対策として、地域の状況に合わせた対応を行った。

(3) 関係機関・団体との連携強化と更なるネットワーク構築の推進

国家資格である社会福祉士を有するソーシャルワーカー団体として、他の県内ソーシャルワーカー団体と連携を図り実施する「ソーシャルワーカーデー」については、コロナ禍の状況により中止とした。今後も、地域社会へのソーシャルワークの啓発については、効果的に広めるための手法を検討し実践していくことが課題としてあげられる。

(4) 委託事業の機能充実・強化

「岐阜県障害者権利擁護センター」では、平成24年10月に岐阜県より委託を受け、使用者(雇用主など)による虐待に関する通報または届出や相談等の窓口としての役割も定着してきた。通年、昼夜を問わず電話による相談業務を行なった。「岐阜県障がい者虐待防止等市町村支援チーム派遣事業」では、市町村の依頼に対して岐阜県弁護士会と共に困難な虐待事例の助言、オンラインによる市町村担当職員及び福祉施設管理者等を対象とした虐待防止研修、依頼により出前講座として講師派遣(オンライン含む)などを行ない、社会福祉士としての専門性を発揮した。

「岐阜県障がい者差別解消支援センター」では、平成28年4月に岐阜県より委託を受け、通年電話による相談事業を行なった。また公的機関・団体・福祉施設等の依頼により、対面およびオンラインによる障がい者差別解消の啓発を出前講座で行なった。案件により「障害者権利擁護センター」と一体的に権利擁護を展開した。

「岐阜県高齢者権利擁護センター」(令和元年6月開所)は、高齢者分野の権利擁護についての相談業務を行なうほか、市町村(地域包括支援センター含む)の依頼による高齢者虐待に関する支援として弁護士・社会福祉士等を派遣し支援を行なった。相談支援体制強化の一環としてアドバイザー研修に参加するなど、資質向上に努めた。市町村地域包括支援センター担当職員等研修会では、相談機関等の責務と警察機関との連携について県弁護士会・県警本部より担当者を招き高齢者虐待防止法の理解を深めた。

地域共生社会において、高齢、障害、母子等の法制度を横断した地域ぐるみで支える体制が必要とされており、社会から求められる社会福祉士として専門性は、今後さらに高まることが予想される。自己研鑽と共に、地域への発信力と実践力を持つ組織を育てることが必要である。

(5) 災害時に対する公益的活動の強化

岐阜県の推進する災害派遣福祉チーム「岐阜DWAT」への協力を通して関係機関との関係強化に努めるとともに、研修にも積極的に会員を参加させた。併せて、東海四県社会福祉士会間において取り交わしている「東海四県社会福祉士会の連携に関する包括的協定書」に基づき、各県において発生した災害時にも互いの安否確認を行い、協力の必要について確認をした。今後に向けて、さらに実践的な知識やネットワークの構築が望まれる。

(※DWATとは「Disaster Welfare Assistance Team(災害派遣福祉チーム)」の略。岐阜県においてDCATより名称変更)

(6) 新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止対策

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止については、世界全体の共通課題としてとらえ、岐阜県社会福祉士会としても、今まで行ってきた業務や活動を見直し、社会的な感染拡大防止に努めた。外部との会議や研修会については、ZOOMやYouTubeを活用し、止めることなく継続した。集合研修の開催においても、十分な広さの会場の確保、マスク着用、換気の徹底など、感染予防の基礎を実践し岐阜県の指針に合致した体制での取り組みを行った。大会としてZOOM契約し、理事会、研修会、委員会活動等に有効活用することで、感染拡大防止に貢献した。

(7) ソーシャルワーカー団体の統合に向けての協議

日本社会福祉士会のソーシャルワーカー団体統合への動向を注視しつつ、東海四県社会福祉士会間で情報交換を行うとともに、県内のソーシャルワーカー団体からそれぞれの全国組織の動向について情報収集を行った。

(8) 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会の岐阜県開催検討

日本社会福祉士会において全国大会・社会福祉士学会の動向を確認した。

今後も、他県の動向を踏まえ、岐阜県開催に向けての検討を行うことが望ましい。